

# 平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業 仕様書

## 1 事業目的

平成30年度熊本時習館特別支援相談員派遣事業（以下「事業」という。）は、熊本県内に所在地を有する、学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条に定める中学校、同法第50条に定める高等学校、同法第124条に定める専修学校、同法第134条第1項に定める各種学校のうち、私立の学校（以下「私立学校」という。）に対して発達障がいに関する専門知識を有する者（以下「特別支援相談員」という。）を派遣し、県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携しながら、助言等を実施することにより、発達障がいのある生徒（発達障がいの疑いのある生徒を含む。以下同じ。）への支援体制の充実を図る。

## 2 事業実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

なお、県は事業を発達障がいに関する専門知識を有し、県発達障がい者支援センター等と連携することができる事業者（以下「委託事業者」という。）に委託する。

## 3 事業実施期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までとする。

## 4 募集事業者数

1事業者とする。

## 5 事業内容

本事業は、特別支援相談員を私立学校に派遣し、県発達障がい者支援センター等の関係機関と連携しながら、助言等を実施することにより、発達障がいのある生徒への支援体制の充実を図る。

なお、業務内容は次のとおりとする。

### (1) 私立学校における校内支援体制の充実に関する助言及び支援

ア 発達障がいのある生徒に対する校内支援体制（校内委員会による支援検討、特別支援コーディネーターを中心とした支援調整等）の充実、活用に必要な助言及び支援を積極的に実施すること。

イ 発達障がいのある生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成支援に係る助言及び支援を積極的に実施すること。

ウ 全私立中学校・高等学校（ただし、通信制高校を除く）に対し月に1回以上訪問又は連絡を取り各学校の状況を把握し、校内支援体制の充実等を図ること。

エ 特別支援教育に関わる動向等について日常的に情報を収集し、学校への周知を図ること。

## **(2) 発達障がいのある生徒等からの相談に係る引継ぎ**

私立学校生徒、保護者等から、特別支援相談員に相談の希望が直接あった場合は、生徒が在籍する私立学校に相談希望があっている旨を伝え、引き継ぎのうえ、対応を委ねること。

## **(3) 県発達障がい者支援センターをはじめとする関係機関との連携**

ア (1) 及び (2) の助言及び支援を行うにあたっては、発達障がいのある生徒の福祉、保健、医療、就学及び就労等に資するよう、県発達障がい者支援センターをはじめとする関係機関及び団体との連携を密にし、効果的な支援につながるようにすること。

ただし、関係機関で行われる会議への出席は、私学における特別支援教育に資する場合のみ認めることとする。

## **(4) 事業の私立学校への周知**

私立学校や私立学校の生徒保護者等が本事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、県とともに積極的に啓発を行うこと。

## **(5) 県への報告**

ア 毎月報告

(1) ～ (4) に係る毎月の活動実績について、活動翌月の初日（当該初日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項で行政機関の休日とされる日である場合は、その翌日）に県へ報告すること。

イ 毎月の報告内容

- ・ 支援対応日毎の実績（支援形態、支援内容、支援時間等）
- ・ 支援ケース毎の実績（支援・相談内容、支援日等）

※報告様式については、別途県と協議を行いながら、決定するものとする。

ウ 業務の処理に関する報告及び事業実績報告

年間の委託事業を完了したときは、平成31年3月31日までに、県へ業務の処理に関する報告及び事業実績報告を行うこと。

各報告書の様式は、別途県が指定するものを使用すること。

## **6 特別支援相談員について**

委託事業者は、本事業を実施するにあたって、次の要件を満たしたうえで、特別支援相談員を配置しなければならない。

### **(1) 特別支援相談員に求められる資格、経験等**

本事業で派遣される相談員は、社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士をいう。）の資格を所持し、発達障がいのある者に対する相談支援についての経験及び知識を有するとともに、発達障がいのある中高生への相談・支援に一定程度の経験がある者であること。

### **(2) 特別支援相談員の勤務時間**

派遣相談員（複数名可）の勤務時間は、月120時間を標準とすること。

### **(3) 特別支援相談員の職務**

- ア 職務を遂行するに当たって、私立学校や発達障がいのある生徒及びその家族等のプライバシーには十分に配慮するとともに、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報を外部に漏らさないこと。
- イ 特別支援相談員として業務に従事する職員は、私学における特別支援教育に資する各種研修会の参加等を通じて、相談支援等の知識の習得、技術の向上に努めること。

## 7 その他の条件

### (1) 個人情報の保護

委託事業者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律57号）及び熊本県個人情報保護条例（平成12年条例第66号）を遵守し、業務の遂行に際して知り得た情報等については、事業実施期間中及び事業実施期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。なお、業務開始時に、個人情報を適切に取り扱うための個人情報取扱要領等を作成すること。

### (2) 業務で使用する車両の保険加入

本事業の業務に使用する車両については、同乗者も対象に含めた損害保険に加入していること。

### (3) 再委託の制限

委託事業者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

### (4) 実地調査等

県は、本事業の適正を期すため、委託事業者に対して、事業実施状況又は経理執行状況に関する報告を求め、実地調査又は必要な指示をすることができる。

### (5) 概算払いの取扱い

県が必要と認める場合には、熊本県会計規則第44条の規定に基づき、概算払いをすることができる。

### (6) 委託料の支払いの取扱い

業務遂行後、収支精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする。

## 8 注意事項等

- ア 本仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ実施すること。
- イ 予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性があること。